

平成29年度 本市小・中学校でのいじめの実態について

1 いじめの認知件数

- 平成29年度： 172件

いじめの定義…

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法 第2条 第1項）

※ 「児童等」…学校に在籍する児童又は生徒

- 警察に相談・通報した件数： 0件
- 重大事態と認知した件数： 0件

重大事態の定義…

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法 第28条 第1項）

2 いじめの態様

（多かったもの）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。